

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「三綱領」を企業理念とし、公明正大を旨とする企業活動を通じ、継続的に企業価値の向上を図るとともに、豊かな社会の実現に貢献することが、株主の皆様や取引先様等ステークホルダーのご期待に応えるものと認識しております。

この考えのもと、経営の健全性・透明性・効率性を確保するために、監査役制度を基礎として、独立役員を含む社外役員の選任による経営監督機能を強化するとともに、執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図る等、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題と位置付け、体制の構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、2021年6月改訂後のコーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】 政策保有株式に関する方針・議決権行使基準の開示等

当社の政策保有に関する方針

当社は、中長期的な視点で当社の企業価値向上を図るために、取引先との関係強化等の観点を踏まえ、必要と判断した場合に限り、上場株式を保有することとしております。

継続して保有する必要がないと判断した場合には株式の売却を進め、政策保有株式の縮減に努めております。

政策保有株式の保有の適否に係る検証

当社は、個別の政策保有株式について、取引先との関係強化等の観点を踏まえた保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを精査し、保有の適否を年1回取締役会で検証しております。

政策保有株式に係る議決権行使の基準

当社は、政策保有株式に係る議決権の行使にあたっては、当該企業の企業価値向上に繋がるものか、また当社の企業価値を毀損させる可能性がないか等について定めた議決権行使基準に基づき精査した上で、各議案について適切に議決権を行使しております。

【原則1-7】 関連当事者間の取引の枠組み開示、取締役会による手続の監視

取締役の利益相反取引については、社内規定にて取締役会の事前承認を得ることとなり、承認後は取締役会にて定期的に報告する体制となっております。

また、親会社である三菱商事株式会社及び親会社のグループ会社との取引・行為のうち、少数株主にとって不利益となるおそれがある取引・行為については、独立役員のみで構成されたグループ取引管理委員会に対し取締役会から諮問し、同委員会からの答申を踏まえて取締役会において審議し、取引の可否を判断することとしております。その他、三菱商事株式会社との取引については、当報告書の4「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」をご参照ください。

【補充原則2-4】 多様性の確保についての考え方等

多様性の確保についての考え方

当社は、「食のビジネスを通じて持続可能な社会の実現に貢献する」というパーパスの実現のために、全社員が活躍できる労働環境を整備することが必要と考えております。そのために、人財の採用や管理職への登用にあっては、性別や国籍等に関わらず優秀な人財を選抜しております。また、性別や国籍、信条、障がい等による差別や嫌がらせをしない、許さないという基本的な考え方に基づき、社員一人一人の個性を尊重し、それぞれのスキルや能力、適性を活かして活躍することで、人財の多様性を認め合う組織風土の醸成と企業価値の継続的な向上を図っております。

多様性に関する自主的かつ測定可能な目標及びその状況

- 2022年4月時点の女性管理職比率は2.9%ですが、2030年度には10%を目標としております。
- 2022年4月時点で10名の外国人社員が在籍しており、内1名が管理職として活躍しておりますが、現時点においては国内の拠点を中心とした事業であり、外国人社員が少数であることから、外国人に特化した管理職登用施策や目標設定は行っておりません。なお、当該目標の設定については、今後のグローバル事業の拡大等、当社における事業ポートフォリオの見直しに併せて、改めて検討いたします。
- 2019年度～2021年度の全採用者数に占める中途採用者比率()は約11%となっております。2022年度以降も中長期的に当社を支える人財と高度なスキルや専門性を有する人財の確保を目的とした積極的な中途採用を実施しており、その比率は20%以上を目標としております。

管理職・総合職採用者の割合

多様性の確保に向けた人財育成方針と社内環境整備方針と実施状況

当社は、各職場でのOJTを基本としながら、計画的な配置による多様な経験と体系的な研修を連動させ人財育成を実施しており、今後は人財要件を明確にし自律的なキャリアアップを図るための研修施策も講じる予定であります。

また、働きやすい社内環境の整備として、有給休暇の取得促進と総労働時間の削減とともに、2020年度からはテレワークやフレックスタイム制を導入しており、今後も職場環境整備と制度の充実を図ってまいります。

【原則2-6】 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、キャッシュバランス型の確定給付企業年金制度を採用しております。企業年金の積立金の管理及び運用に関して、社外の資産管理運用機関に年金資産の運用を委託しております。受給者への安定的な年金給付を将来にわたって行うため、年金資産の運用に関する基本方針のもと、リスクとリターンを勘案した年金資産構成割合を策定し、年金資産の運用状況については、最高財務責任者(CFO)及び総務人事担当役員、経理・人事の責任者等で構成する「年金委員会」において定期的にモニタリングを行い、必要に応じて年金資産構成割合等の見直しを行うこととしております。なお、年度毎の年金資産の運用実績等については、「年金委員会」で確認後、その結果を取締役に報告することとしております。

【原則3-1(1)】 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

企業理念

当社は、三菱グループ共通の理念である「三綱領」を企業理念とした上で、当社があらゆるステークホルダーに対して負う使命として、「食のビジネスを通じて持続可能な社会の実現に貢献する」をパーパス(存在意義)として定めております。当社は、従来の中間流通業に留まらない「次世代食品流通業」として、サステナビリティ重点課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献していくことを目指しております。

経営戦略・経営計画

当社は、2021年度からの経営方針として『中期経営計画2023』を策定しております。「次世代食品流通業への進化(サステナビリティ重点課題の解決)」をビジョンとして掲げ、この実現のために、「機能向上の取り組み」と「地域での取り組み」を推進することで、持続可能な社会の実現及び企業価値の向上を図ります。

『中期経営計画2023』の詳細は当社ホームページに掲載しておりますので、以下URLをご参照ください。

https://www.mitsubishi-shokuhin.com/ir/pdf/medium-term_managementplan2023.pdf

【原則3-1(2)】 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

基本的な考え方

当社は、「三綱領」を企業理念とし、公明正大を旨とする企業活動を通じ、継続的に企業価値の向上を図るとともに、豊かな社会の実現に貢献することが、株主の皆様や取引先様等ステークホルダーのご期待に応えるものと認識しております。

この考えのもと、経営の健全性・透明性・効率性を確保するために、監査役制度を基礎として、独立役員を含む社外役員の選任による経営監督機能を強化するとともに、執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図る等、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題と位置付け、体制の構築に努めております。

基本方針

上記の基本的な考え方に従い、当社では取締役会・監査役会の構成については、社外取締役・社外監査役を含めた取締役会で審議を行い、経営監督の実効性を確保する体制を整備しております。また、取締役・監査役候補者の選任方針・手続、役員報酬の決定に際しては、取締役会の諮問機関であり、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立役員とする指名・報酬・ガバナンス委員会の答申を得ることにより、公正性・透明性・客観性の強化を図っております。

また、株主の権利を尊重し、適切な権利行使のための環境や、株主・投資家との対話を積極的に行う体制を整備するとともに、経営計画に関する情報、定量的な財務情報、コーポレート・ガバナンスや環境・CSR等の非財務情報の開示を適時・適切に行う等、ステークホルダーのご期待に応えるべく取り組む方針としております。

以上の基本的な考え方・基本方針に基づく具体的な方針や取り組みについては、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の各項目をご参照ください。

【原則3-1(3)】 経営陣幹部・取締役報酬の決定方針と手続

役員個人の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要及び決定方法

当社の役員個人の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、次のとおりであります。なお、当該決定方針は、取締役会の決議により決定しております。

1. 当社の役員報酬制度の基本的な考え方と基本方針

当社は、役員報酬をパーパス・ビジョン実現のための重要な原動力と捉え、以下を基本方針としております。

- (1) 優秀な経営陣の確保・リテンションに資する内容であり、かつ経営陣に適切なチャレンジと自己変革を促すものであること
- (2) 会社業績との連動性が高く、中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めるものであること
- (3) 株主をはじめとしたあらゆるステークホルダーと意識・利害を共有する内容であること
- (4) 透明性・客観性が高く、あらゆるステークホルダーに対する説明責任を果たすことができるものであること

2. 報酬水準

役員報酬の水準は、外部調査機関のデータを活用し、類似業種や同規模企業で構成されるピアグループを設定の上、中位水準をターゲットとして職位別に決定しております。

3. 報酬構成

当社の取締役(非常勤取締役を除きます。)及び執行役員の報酬は、基本報酬、賞与、株式報酬によって構成され、総報酬の中で締めるウェイトは基本報酬70%、賞与17%、株式報酬13%です。各報酬の概要は以下のとおりです。なお、非常勤取締役及び監査役は、全額を固定報酬としております。

(1) 基本報酬

職位別に設けられた基準に従って決定する固定の金銭報酬で、総額の12分の1を月額報酬として毎月支給いたします。

(2) 賞与

賞与は、職位別に基準賞与を設け、各事業年度の全社業績及び個人貢献度に応じて0%から200%の間で変動する金銭報酬で、毎年6月に支給いたします。全社業績は、当社が重視する指標の内、当該期間の執行内容が強く反映される連結経常利益を指標とし、期初に公表される目標値に対する達成割合に応じたフォーミュラによって支給額を決定いたします。個人貢献度は、各取締役の貢献度について、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立役員とする指名・報酬・ガバナンス委員会が行う5段階の評価によって支給額を決定いたします。賞与の中で占めるウェイトは、全社業績・個人貢献度それぞれ50%となっております。

(3) 株式報酬

株式報酬は、財務指標及び非財務指標に応じて0%から200%の間で変動する非金銭報酬で、信託の仕組みを通じて支給いたします。毎年一定時期に、職位別の基準額に応じたポイントを付与し、当社の中期経営計画終了後に業績に連動したポイント相当分の株式を支給いたします。また、交付する株式の50%は、納税資金充当のため換価処分の上金銭にて支給いたします。

財務指標及び非財務指標は、当社の中長期的なビジョン達成に向けた重要指標より採用して、ROE(自己資本当期純利益率)、TSR(株主総利回り)、ESG外部評価及び社員エンゲージメントとしております。ROE、ESG外部評価及び社員エンゲージメントについては、それぞれ目標値の達成度により評価するものとし、TSRについては、TOPIX(東証株価指数)との相对比较により評価するものとします。株式報酬の中で占めるウェイトは、ROE40%、TSR40%、ESG外部評価10%及び社員エンゲージメント10%となっております。

4. 報酬決定プロセス

当社は、役員報酬決定手続きの公正性・透明性・客観性の強化を目的とし、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立役員とする指名・報酬・ガバナンス委員会を設置しております。なお、同委員会には常勤監査役及び必要に応じて外部専門家がオブザーバー参加することで適宜助言を得ております。取締役会は、同委員会の答申を受け、取締役の報酬の額又はその算定方法に係る決定方針を定めております。また、取締役の個人別の報酬額の決定の全部については、取締役会で同委員会に一任することを決議しております。

【原則3-1(4)】 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名方針と手続

当社は、取締役・監査役を次の考え方で選任しております。

また、個別の人事案については、取締役会で決定することとしております。

取締役

食品流通業界において広範かつ多角的な事業を行う当社における適切な意思決定・経営監督の実現を図るため、社内及び社外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を複数選任しております。

具体的な取締役候補者の選任方針は、取締役(社内)は、業務執行の最高責任者である社長の他、各事業分野を担う執行役員や管理部門を担当する執行役員の中から選任しております。また、社外取締役は、豊富な経験に基づく、客観的かつ専門的な視点を持つ者の中から選任しております。原則として、取締役の総数は12名以内としております。

監査役

監査を通じて会社の健全な経営発展と社会的信頼の向上を実現するため、社内及び社外から、監査に必要となる豊富な経験と高度な専門性を有する者を複数選任しております。特に、財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上選任することとしております。

具体的な監査役候補者の選任方針は、監査役(社内)は、全社経営や財務・会計・リスク管理その他の知識・経験を持つ者の中から選任しております。また、社外監査役は、様々な分野に関する豊富な知識・経験を有する者の中から選任しております。

なお、心身の故障、非行行為、その他取締役・監査役として相応しくない行為があり、取締役・監査役を解任する場合は、取締役会から、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立役員とする指名・報酬・ガバナンス委員会に諮問し、同委員会からの答申を踏まえて取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしております。

【原則3-1(5)】 取締役・監査役候補者の選解任理由

当社は、取締役会が備えるべきスキルを一覧化した取締役・監査役のスキルマトリックス及び社長・取締役・執行役員の人財要件を策定し、取締役会に必要なスキル及び社長・取締役・執行役員に必要な資質を特定しております。社長・取締役・執行役員の人財要件に関しては、「人間力」「変革のリーダーシップ」「実行力」「マネジメント力」を4つの柱とし、それに加えて健康状態を要件としております。

取締役候補者の選任にあたっては、取締役の選任方針に沿って候補者を選定の上、当該候補者が取締役会に必要なスキルを保有しているか、及び人財要件を満たしているかどうかに関し、取締役会から指名・報酬・ガバナンス委員会に諮問し、同委員会からの答申を踏まえて取締役会において審議の上、株主総会に付議することとしております。指名・報酬・ガバナンス委員会は、委員の過半数が独立役員であり、社外取締役を委員長としております。

取締役・監査役候補者の選任理由については、当社ホームページに掲載の定時株主総会招集ご通知に記載しておりますので、以下のURLをご参照ください。

https://www.mitsubishi-shokuhin.com/ir/stock/shareholders_meeting.html

【補充原則3-1】 サステナビリティの取組み、人的資本・知的財産への投資等

1. 当社は、サステナビリティ重点課題を中核に据えた中期経営計画2023を策定しております。中期経営計画2023の詳細は、以下のURLをご参照ください。

https://www.mitsubishi-shokuhin.com/ir/pdf/medium-term_managementplan2023.pdf

サステナビリティ重点課題別の詳細につきましては、以下のURLをご参照ください。

https://www.mitsubishi-shokuhin.com/csr/pdf/sustainable_001.pdf

2022年3月30日に、ホームページにESGへの取り組みを新たに掲載いたしましたので、以下のURLをご参照ください。

https://www.mitsubishi-shokuhin.com/csr/pdf/index_001.pdf

2. 当社は、中期経営計画2023において人財基盤の強化・変革を掲げ、経営力、デジタル力、マーケティング力等を始めとする課題解決能力を備えた多様な人財の育成に注力しております。特に、事業環境が大きく変化する中で、持続的な成長を支えるために、デジタル人財(DXを推進できる人財、デジタル技術を駆使してデータ分析・業務改革・システム開発等ができる人財)の育成を進めており、中期経営計画2023期間中に全社員の2割以上をデジタル人財として育成するというプロジェクトを推進し、デジタル人財基盤の構築を進めております。なお、当社は、デジタルに関する様々な取り組みが認められ、2021年9月に経済産業省より「DX認定事業者」に食品卸売業として初めて認定されております。

加えて、当社は、中期経営計画2023では機能向上への取り組みを推進しており、メーカーサポート、リテールサポート及び商品開発等を具体的施策としております。一例として、サステナビリティ重点課題を踏まえ、食を通じた地域振興への貢献や健康寿命延伸への貢献を意識した商品開発を進めるとともに、それら商品に係る商標登録を実施しております。それら施策に精力的に取り組むことにより、当社のブランディング向上を図るとともに、ステークホルダーに対する新たな価値の提供、企業価値の向上及び持続可能な社会の実現を目指しております。

3. 当社は、金融安定理事会の気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)が2017年に公表した提言に賛同表明するとともに、TCFDの枠組みに沿い気候変動に伴うリスクと機会が当社事業にもたらす影響について、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」に分類し当社ホームページに情報開示しております。

TCFDに関する情報開示の詳細につきましては、以下のURLをご参照ください。

<https://www.mitsubishi-shokuhin.com/csr/pdf/tcfd001.pdf>

サステナビリティについての取り組みに関する更なる開示の充実を進めてまいります。

【補充原則4-1】 取締役会から経営陣に対する委任の範囲の明確化、概要の開示

法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する事項並びに経営上の重要事項については、取締役会で決議することとしており、特に投融資案件については、所定の金額基準を定めて取締役会で審議・決定しております。

取締役会決議事項を除く業務執行については、意思決定の迅速化の観点から、取締役会が定める業務分担に従い最高経営責任者である社長を含め執行役員に委ねることとしております。その内、特に重要な業務執行は役付執行役員等で構成する経営会議により審議の上、社長が決定し

ております。

【原則4-9】 独立社外取締役の独立性判断基準の策定、開示

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件に加え、本人の現在及び過去3事業年度における以下(1)～(6)の該当の有無を確認の上、独立性を判断しております。

< 社外役員の独立性判断基準 >

- (1) 当社の大株主(直接・間接に10%以上の議決権を保有する者)またはその業務執行者(1)
- (2) 当社の定める基準を超える取引先(2)の業務執行者
- (3) 当社より、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
- (4) 当社の会計監査人の代表社員または社員
- (5) 当社より、一定額を超える寄附(3)を受けた団体に属する者
- (6) 当社の社外役員としての任期が8年を超える者

1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他使用人等をいう。

2 当社の定める基準を超える取引先とは、当社との取引が当社連結売上高の2%を超える取引先をいう。

3 一定額を超える寄附とは、1事業年度当たり1,000万円を超える寄附をいう。

なお、上記(1)～(6)のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。

【補充原則4-10】 指名委員会・報酬委員会の設置、その構成の独立性に関する考え方・権限・役割等

当社は、取締役会の諮問機関として、指名、報酬、その他ガバナンスに関する事項全般について審議・検討する指名・報酬・ガバナンス委員会を設置しております。同委員会では、取締役会からの諮問に基づき以下の事項について審議し、取締役会に答申いたします。なお、同委員会は、委員の過半数を独立役員とし、社外取締役を委員長としております。また、高度な情報収集力を保有する常勤監査役がオブザーバーとして出席することで、より実効性を高めることとしております。

・社長の選解任

- ・取締役候補者、監査役候補者の指名及び取締役、監査役の解任
- ・社長候補者、取締役候補者、監査役候補者、執行役員候補者指名のための人財要件の策定・見直し
- ・取締役会が備えるべきスキルの特定及びスキルの判断基準策定・見直し
- ・取締役候補者、監査役候補者のスキルの確認
- ・取締役・監査役・執行役員の報酬制度設計の検討・見直し
- ・社長を含む業務執行取締役の業績連動報酬の評価
- ・取締役の個人別の報酬額の決定
- ・中期経営計画、経営戦略及び経営課題に関する事項
- ・その他指名・報酬・ガバナンスに関する事項

【補充原則4-11】 取締役会の構成、取締役の選任に関する方針・手続、スキルマトリックスの開示

取締役会は、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、取締役(社内)の豊富な経験、高い見識、高度な専門性と社外取締役の実践的、客観的かつ専門的な視点を活かすことにより、適切な意思決定・経営監督の実現を図っております。現在、社外取締役3名を含む計9名で構成しており、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。

取締役会の構成と取締役候補者の選任方針・手続は、取締役会で次のとおり決定しております。

取締役会の構成・取締役候補者の選任方針

食品流通業界において広範かつ多角的な事業を行う当社における適切な意思決定・経営監督の実現を図るため、社内及び社外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を複数選任しております。

具体的な取締役候補者の選任方針は、取締役(社内)は、業務執行の最高責任者である社長の他、各事業分野を担う執行役員や管理部門を担当する執行役員の中から選任しております。また、社外取締役は、豊富な経験に基づく、客観的かつ専門的な視点を持つ者の中から選任しております。原則として、取締役の総数は12名以内としております。

取締役候補者の選任手続

取締役候補者の選任にあたっては、取締役の選任方針に沿って候補者を選定の上、当該候補者が取締役会に必要なスキルを保有しているか、及び人財要件を満たしているかどうかに関し、取締役会から指名・報酬・ガバナンス委員会に諮問し、同委員会からの答申を踏まえて取締役会において審議の上、株主総会に付議することとしております。なお、同委員会は、委員の過半数を独立役員とし、社外取締役を委員長としております。

取締役会が備えるべきスキル等

当社は、取締役会が備えるべきスキルを一覧化した取締役・監査役のスキルマトリックス及び社長・取締役・執行役員の人財要件を策定し、取締役会に必要なスキル及び社長・取締役・執行役員に必要な資質を特定しております。社長・取締役・執行役員の人財要件に関しては、「人間力」「変革のリーダーシップ」「実行力」「マネジメント力」を4つの柱とし、それに加えて健康状態を要件としております。

〔スキルマトリックス〕

当社は、「食のビジネスを通じて持続可能な社会の実現に貢献する」というパーパスのもと、持続的な成長と企業価値の向上に向けて、コーポレートガバナンス体制強化やサステナビリティを中核に据えた経営に取り組んでおります。当社取締役会は、SDGs・ESGに関する知見の重要性を十分に認識しており、これらの取り組みを実現する上で必要なスキルを有していると考えております。個人ごとのスキルの保有状況は、以下URLをご参照ください。

(注)当社の独立社外取締役は、他社での経営経験を有する者を含んでおります。

<https://www.mitsubishi-shokuhin.com/corporate/decision/approach.html>

【補充原則4-11】 社外役員を含む取締役・監査役の兼任状況の開示

取締役及び監査役の他の上場会社の役員の兼任状況は、定時株主総会招集通知の参考書類(候補者の場合)や事業報告等にて開示しておりますので、以下のURLをご参照ください。

https://www.mitsubishi-shokuhin.com/ir/stock/shareholders_meeting.html

【補充原則4-11】取締役会全体の実効性に関する分析・評価、結果の開示

当社は継続的に取締役会の実効性を高めるため、毎年、取締役・監査役の全員に対し取締役会の構成・運営に関するアンケート及びインタビューを行い、その集計・分析結果を取締役会において確認しております。

2020年度の実効性評価において意見があった、当社に相応しい指名委員会設置や一定の選抜基準等の策定については、2021年12月23日付で、独立役員を委員の過半数とする指名・報酬・ガバナンス委員会の設置及び社長・取締役・執行役員の人財要件を策定する等、当社の指名ガバナンスの向上を図りました。また、同委員会において、役員報酬制度の見直しについて議論し、業績連動型株式報酬の導入等、中長期的な企業価値向上への貢献意識やステークホルダーとの利害共有意識等の更なる醸成を目指して建設的な議論を重ねました。加えて、当社と親会社グループとの取引が少数株主にとって不利益でないかどうかを審議する、独立役員のみで構成するグループ取引管理委員会を2021年12月23日付で設置し、少数株主利益保護のための仕組みを整備しました。

また、「中期経営計画2023」で目指すビジョンである「次世代食品流通業への進化」の実現を加速すること等を目指して行った組織改編については、取締役会で決議する前に取締役会以外の場でも複数回議論を重ね、実効性のある組織の構築に取り組みました。更に、監査役会と社外取締役が連携して定期的に意見交換を行う等、当社の経営課題等について情報共有・認識共有しております。その結果、当社の取締役会は、経営上重要な事項の決議と業務執行の監督を適切に行うための実効性が認められる状況にあることを確認いたしました。

今後、更なる実効性の向上のため、取締役会における多様性の一層の強化、取締役の相互監督の強化、取締役会に付議・報告する案件に関する資料の内容・粒度等の更なる適切化、取締役会での議論の活性化、社外役員への情報提供の更なる充実等について建設的な意見が提出され、取締役会で共有しました。これら意見を参考の上、取締役会の実効性をより一層高めるための改善を進めてまいります。

【補充原則4-14】取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示

常勤の取締役・監査役は、顧問弁護士から役員としての役割と責務、法改正の動向等の概要について説明を受ける場を設けており、更に新任取締役・監査役は、就任に際し必要に応じ外部セミナーを受講し、善管注意義務等に関する理解を深めております。

社外取締役・社外監査役に対しては、就任前に当社の事業、組織等に関する説明を行っており、就任後においても事業所視察や展示会等、当社事業を理解する機会を提供し、取締役会資料以外にも必要に応じ十分な情報を提供しております。

なお、トレーニングに係る費用は会社負担としております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針策定、開示

株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針は、以下のとおりであります。

1. 建設的な対話に係わる取締役の指定

株主・投資家の皆様との対話窓口であるIR室を管轄するCFOが統括的な役割を担っております。

2. 対話を補助するIR担当と社内各部門との有機的な連絡のための方策

IR専任部署(IR室)が事務局を担当する「適時開示委員会」を設置しております。同委員会は、社長が任命する情報取扱責任者を委員長とし、広報、総務、経理部門等、子会社情報を含め、全ての重要な会社情報が集約される部門長にて構成されており、定期的に協議・検討を行っております。

3. 個別面談以外の対話の手段の充実に係る取り組み

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、社長をはじめとする経営幹部による対話等の取り組みを推進しております。

(1)株主総会

株主に対する説明責任を果たす場と位置付け、株主総会招集通知等での積極的な情報開示のほか、当日の総会の中では事業報告に関する映像投影を行うとともに、株主からの質問に対する丁寧な説明に努めております。

(2)投資家との対話

社長・CFO等によるアナリスト・機関投資家向け決算説明会を年2回開催していることに加え、経営者によるスモールミーティングや個人投資家向け説明会を実施しているほか、アナリスト・機関投資家向けに物流センターを中心とした施設見学会についても、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら必要に応じ開催する予定です。

また、ホームページ上に決算説明会のプレゼンテーションに加え、業績や事業内容、経営方針等を掲載し、情報開示の充実に努めております。

なお、2022年3月期決算より決算短信及び決算補足資料の英語版を開示しております。

4. 経営に対するフィードバック

株主・投資家の皆様との対話から得た株主の意見・懸念等については、必要に応じて、CFOを通じて経営陣へフィードバックするとともに、重要な事項が発生した場合は取締役会に報告いたします。

5. 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

株主・投資家の皆様との対話にあたっては、「コンプライアンス行動指針」や「インサイダー取引規制規程」において、会社情報の適切な取扱いについて定め、社内に周知することで、インサイダー情報の管理に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|--|------------|-------|
| 三菱商事株式会社 | 21,816,659 | 50.11 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 2,725,300 | 6.25 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C USL NON-TREATY | 1,147,100 | 2.63 |
| 株式会社日本カस्टディ銀行(信託口) | 1,092,800 | 2.51 |
| 日本水産株式会社 | 809,330 | 1.85 |
| 株式会社ニチレイ | 700,000 | 1.60 |
| マルハニチロ株式会社 | 686,486 | 1.57 |
| サントリー酒類株式会社 | 669,506 | 1.53 |
| ハウス食品グループ本社株式会社 | 611,000 | 1.40 |
| テーブルマーク株式会社 | 600,100 | 1.37 |

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

三菱商事株式会社 (上場:東京) (コード) 8058

補足説明

3. 企業属性

| | |
|---------------------|------------|
| 上場取引所及び市場区分更新 | 東京 スタンダード |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 卸売業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 1兆円以上 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針更新

親会社である三菱商事株式会社との取引につきましては、一般の取引と同様に価格その他の取引条件を市場の実勢を参考に折衝の上決定しており、少数株主に不利益を与えることのないように対応しております。

三菱商事株式会社及び三菱商事のグループ会社との取引・行為のうち、少数株主にとって不利益となるおそれがある取引・行為については、取締役会から独立役員のみで構成するグループ取引管理委員会に諮問し、同委員会からの答申を踏まえて取締役会において審議し、取引の可否を判断することとしております。なお、同委員会の委員長及び議長は、社外取締役の吉川雅博氏が務めております。また、高度な情報収集力を保有する常勤監査役がオブザーバーとして出席することで、より実効性を高めることとしております。

<グループ取引管理委員会 委員>

取締役(社外) 柿崎 環
取締役(社外) 手嶋宣之
取締役(社外) 吉川雅博
監査役(社外) 神垣清水

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社の親会社である三菱商事株式会社は、当社の議決権の50.1%(間接所有を含む)を保有しております。当社は、原料から製造、小売に至る全ての領域に幅広く展開する三菱商事グループの総合力も活用し、当社及び当社グループの企業価値の向上に努めております。また、当社の経営・事業活動にあたっては、当社独自の意思決定に基づき行っており、特に重要事項については、複数の独立社外取締役も含む取締役会で独自に意思決定しており独立性は確保されております。当社は三菱商事株式会社との間で商品の仕入等の取引がありますが、一般の取引と同様に価格その他の取引条件を市場の実勢を参考に折衝の上決定していることから、当社の取締役会は、当社の利益が害されないと判断しております。また、当社の取締役9名の内1名、及び監査役4名の内1名は同社の従業員であります。

三菱商事株式会社及び三菱商事のグループ会社との取引・行為のうち、少数株主にとって不利益となるおそれがある取引・行為については、取締役会から独立役員のみで構成するグループ取引管理委員会に諮問し、同委員会からの答申を踏まえて取締役会において審議し、取引の可否を判断することとしております。なお、同委員会の委員長及び議長は、社外取締役の吉川雅博氏が務めております。また、高度な情報収集力を保有する常勤監査役がオブザーバーとして出席することで、より実効性を高めることとしております。

< グループ取引管理委員会 委員 >

取締役(社外) 柿崎 環
 取締役(社外) 手嶋宣之
 取締役(社外) 吉川雅博
 監査役(社外) 神垣清水

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 12名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 9名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 柿崎 環 | 学者 | | | | | | | | | | | | | |
| 手嶋宣之 | 学者 | | | | | | | | | | | | | |
| 吉川雅博 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|------|------|--------------|--|
| 柿崎 環 | | | 商法・金融商品取引法を研究分野とする大学教授として、内部統制などに関する高い見識を有しており、取締役就任当初から、客観的・専門的な視点から経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。 なお、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件に加え、当社が制定する「社外役員独立性判断基準」を満たしております。 |
| 手嶋宣之 | | | 証券市場論、企業ファイナンス論及びコーポレート・ガバナンスを研究分野とする大学教授として、高い見識を有しており、また、企業における業務経験もあり、取締役就任当初から、これら経験を活かした客観的・専門的な視点から経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。 なお、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件に加え、当社が制定する「社外役員独立性判断基準」を満たしております。 |
| 吉川雅博 | | | 三菱レイヨン株式会社(現三菱ケミカル株式会社)において、繊維の製造部門を経て、経営戦略部門等に携わったのち、取締役(研究開発部門所管役員)を務めるなど、多様な業務経験、企業経営に関する豊富な経験及び知見を有しており、取締役就任当初から、これら経験を活かした客観的・多角的な視点から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。 なお、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件に加え、当社が制定する「社外役員独立性判断基準」を満たしております。 |

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

| | 委員会の名称 | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 社外有識者(名) | その他(名) | 委員長(議長) |
|------------------|----------------|--------|---------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名・報酬・ガバナンス委員会 | 6 | 2 | 2 | 3 | 0 | 1 | 社外取締役 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 指名・報酬・ガバナンス委員会 | 6 | 2 | 2 | 3 | 0 | 1 | 社外取締役 |

補足説明 更新

当社は、取締役会の諮問機関として、指名、報酬、その他ガバナンスに関する事項全般について審議・検討する指名・報酬・ガバナンス委員会を設置しております。同委員会では、取締役会からの諮問に基づき以下の事項について審議し、取締役会に答申いたします。なお、同委員会は、委員の過半数が独立役員であり、委員長及び議長は、社外取締役の吉川雅博氏が務めております。また、高度な情報収集力を保有する常勤監査役がオブザーバーとして出席することで、より実効性を高めることとしております。

【指名・報酬・ガバナンス委員会 審議事項】

- ・社長の選解任
- ・取締役候補者、監査役候補者の指名及び取締役、監査役の解任
- ・社長候補者、取締役候補者、監査役候補者、執行役員候補者指名のための人財要件の策定・見直し
- ・取締役会が備えるべきスキルの特定及びスキルの判断基準策定・見直し

- ・取締役候補者、監査役候補者のスキルの確認
- ・取締役・監査役・執行役員の報酬制度設計の検討・見直し
- ・社長を含む業務執行取締役の業績連動報酬の評価
- ・取締役の個人別の報酬額の決定
- ・中期経営計画、経営戦略及び経営課題に関する事項
- ・その他指名・報酬・ガバナンスに関する事項

【指名・報酬・ガバナンス委員会 委員】

代表取締役社長(兼)CSO(兼)CHO(健康増進担当) 京谷 裕

取締役(兼)常務執行役員 コーポレート担当役員(総務人事・コンプライアンス)(兼)経営企画本部長 榎本孝一

取締役(社外) 柿崎 環

取締役(社外) 手嶋宣之

取締役(社外) 吉川雅博

監査役(社外) 神垣清水

(注)CSOとは、Chief Sustainability Officer(最高サステナビリティ責任者)の略称であります。

【監査役関係】

| | |
|-------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役員の員数 | 4名 |
| 監査役の人数 | 4名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

1. 監査役監査の状況

(1)監査役監査の組織、人員及び手続

当社は、監査役会設置会社であり、常勤監査役2名及び非常勤監査役2名の計4名にて構成しております。

4名の内3名の社外監査役(常勤) 木崎 博氏、監査役(常勤) 山川幸樹氏及び監査役(非常勤) 高橋吉雄氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、木崎 博氏は、公認会計士の資格を有し、上場企業における常勤監査役としての経験を有しております。また、社外監査役(非常勤) 神垣清水氏は、法曹界を通じて培われた知識・経験を有しております。

常勤監査役の内1名が、監査役会の議長及び特定監査役を務めております。

監査役会は、監査役の職務を補助するため、専任スタッフ(2名)を配属し、機動的に対応する体制としております。

執行機能から独立した内部通報制度として、当社グループの役職員が、当社監査役に対する直接内部通報(経営陣が関与する事例に限定)を行うことができる「監査役通報窓口」を2019年11月1日に設置し、運用しております。

2021年度において、監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況については、以下のとおりであります。

常勤監査役(社外) 木崎 博 14/14回(100%)

常勤監査役 山川 幸樹 11/11回(100%) (注)1

常勤監査役 榎本 猛 3/3回(100%) (注)2

監査役(社外) 神垣 清水 14/14回(100%) (注)3

監査役 高橋 吉雄 14/14回(100%)

(注)1. 山川幸樹氏の監査役会の出席状況は、2021年6月28日就任以降に開催された監査役会を対象としております。

2. 榎本 猛氏は、2021年6月28日開催株主総会終結の時をもって退任しております。

なお、同氏は、当社事業に関連する物流・情報システムの豊富な業務経験を有しております。

3. 神垣清水氏は、株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員であります。

(2)監査役会の活動状況

監査役会は、取締役会に先立ち月次に開催される他、必要に応じて随時開催されます。2021年度は合計14回開催し、1回あたりの平均所要時間は約1時間でありました。年間を通じたような決議、審議・協議、報告がなされております。

決議

監査方針・監査計画・職務分担、常勤監査役の選定、監査役会議長の選定、特定監査役の選定、会計監査人の監査報酬の同意、監査役会の監査報告書等

審議・協議、報告

監査役監査活動年間レビュー、有価証券報告書の「監査の状況」の記載について、取締役会議題事前確認、監査役の職務執行状況報告(月次)、会計監査人の再任プロセス報告、監査役会日程、監査役会と社外取締役の懇談会の議題について等

なお、監査役会は、取締役の職務の執行、事業報告等の適正性、会計監査人の監査の相当性、内部統制システムの実効性等を監視及び検証し、その結果を監査報告として株主に提供しております。2021年度において監査役会は、「2021年度事業計画」で掲げられた各種施策の内、監査役会が注視することが必要と考える2021年度重点施策(全社的共通施策)の浸透状況や経営への影響が大きい個別注目場所の対応状況等を「重点監査ポイント」として掲げ活動しております。

また、監査役会では、社外取締役との懇談会を定期的に実施し、情報交換・認識共有を図っております。更に、国内外主要拠点を含む社内関係部局と対話(社長以下、経営執行部門長等との対話、事業投資先の経営執行責任者及び拠点長との対話)を行い、当社の状況を適時適切に把握する体制をとっております。(当該対話においては、オブザーバーとして、原則、社外取締役も出席し、認識共有を図っております。)

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|------|------|--------------|--|
| 海上英治 | | | 当社親会社の三菱商事株式会社において、主に国内外の経理・リスクマネジメント・監査関連業務に従事するなど、豊富な業務経験と、財務・会計等に関する知見を有しております。 |
| 神垣清水 | | | 監査役就任当初から、法曹界を通じて培われた知識・経験に基づき、客観的・中立的な立場から、当社の監査役としての責務を果たしております。 なお、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が制定する「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。 |

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社において、独立役員の資格を充たす社外役員は4名であり、当社は当該社外役員を独立役員に指定しております。

当社が定める社外役員の独立性判断基準については、本報告書I.1「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示【原則4-9】」をご参照ください。

なお、神垣清水氏は当社の監査役としての任期が8年を超えており、当社独自の社外役員の独立性判断基準「(6)当社の社外役員としての任期が8年を超える者」に該当することになりますが、同氏は、上記の点を除き、当社独自の独立性判断基準を満たすほか、会社法の定める社外監査役の要件も充足している上、過去の経歴(検事、公正取引委員会委員等)や現在の弁護士としての実務経験・知見からも裏打ちされる専門性、及び実際にこれまでの取締役会・監査役会等の場で積極的になされてきた意見・指摘の客観性・的確性に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれは認められず、十分に独立性を満たしているものと判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 更新

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

2022年6月27日の株主総会にて取締役及び執行役員(社外取締役、非常勤取締役、受入出向者及び国内非居住者を除きます。)に対する業績連動型の株式報酬を導入することを決議いたしました。取締役の報酬は、固定報酬(基本報酬)に加え、全社業績及び個人貢献度に応じて変動する賞与と、当社が掲げる中期経営計画に対応する事業年度の財務指標及び非財務指標に応じて変動する株式報酬としております。その割合は、業績目標100%達成時において、基本報酬が70%、賞与が17%、株式報酬が13%となるよう設計しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

1. 取締役(社外取締役を除く)
 - a. 対象となる役員の員数 8名
 - b. 報酬等の総額 223百万円(内、基本報酬178百万円、賞与44百万円)
2. 監査役(社外監査役を除く)
 - a. 対象となる役員の員数 3名
 - b. 報酬等の総額 31百万円(基本報酬)
3. 社外役員
 - a. 対象となる役員の員数 5名
 - b. 報酬等の総額 65百万円(基本報酬)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要及び決定方法
当社の役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、次のとおりであります。なお、当該決定方針は、取締役会の決議により決定しております。

1. 当社の役員報酬制度の基本的な考え方と基本方針

当社は、役員報酬をパーパス・ビジョン実現のための重要な原動力と捉え、以下を基本方針としております。

- (1)優秀な経営陣の確保・リテンションに資する内容であり、かつ経営陣に適切なチャレンジと自己変革を促すものであること
- (2)会社業績との連動性が高く、中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めるものであること
- (3)株主をはじめとしたあらゆるステークホルダーと意識・利害を共有する内容であること
- (4)透明性・客観性が高く、あらゆるステークホルダーに対する説明責任を果たすことができるものであること

2. 報酬水準

役員報酬の水準は、外部調査機関のデータを活用し、類似業種や同規模企業で構成されるピアグループを設定の上、中位水準をターゲットとして職位別に決定しております。

3. 報酬構成

当社の取締役(非常勤取締役を除きます。)及び執行役員の報酬は、基本報酬、賞与、株式報酬によって構成され、総報酬の中で締めるウェイトは基本報酬70%、賞与17%、株式報酬13%です。各報酬の概要は以下のとおりです。なお、非常勤取締役及び監査役は、全額を固定報酬としております。

(1)基本報酬

職位別に設けられた基準に従って決定する固定の金銭報酬で、総額の12分の1を月額報酬として毎月支給いたします。

(2)賞与

賞与は、職位別に基準賞与を設け、各事業年度の全社業績及び個人貢献度に応じて0%から200%の間で変動する金銭報酬で、毎年6月に支給いたします。全社業績は、当社が重視する指標の内、当該期間の執行内容が強く反映される連結経常利益を指標とし、期初に公表される目標値に対する達成割合に応じたフォーミュラによって支給額を決定いたします。個人貢献度は、各取締役の貢献度について、委員の過半数を独立役員とする指名・報酬・ガバナンス委員会が行う5段階の評価によって支給額を決定いたします。賞与の中で占めるウェイトは、全社業績・個人貢献度それぞれ50%となっております。

(3)株式報酬

株式報酬は、財務指標及び非財務指標に応じて0%から200%の間で変動する非金銭報酬で、信託の仕組みを通じて支給いたします。毎年一定時期に、職位別の基準額に応じたポイントを付与し、当社の中期経営計画終了後に業績に連動したポイント相当分の株式を支給いたします。また、交付する株式の50%は、納税資金充当のため換価処分の上金銭にて支給いたします。

財務指標及び非財務指標は、当社の中長期的なビジョン達成に向けた重要指標より採用して、ROE(自己資本当期純利益率)、TSR(株主総利回り)、ESG外部評価及び社員エンゲージメントとしております。ROE、ESG外部評価及び社員エンゲージメントについては、それぞれ目標値の達成度により評価するものとし、TSRについては、TOPIX(東証株価指数)との相对比较により評価するものとします。株式報酬の中で占めるウェイトは、ROE40%、TSR40%、ESG外部評価10%及び社員エンゲージメント10%となっております。

4. 報酬決定プロセス

当社は、役員報酬決定手続きの公正性・透明性・客観性の強化を目的とし、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立役員とする指名・報酬・ガバナンス委員会を設置しております。なお、同委員会には常勤監査役及び必要に応じて外部専門家がオブザーバー参加することで適宜助言を得ております。取締役会は、同委員会の答申を受け、取締役の報酬の額又はその算定方法に係る決定方針を定めております。また、取締役の個人別の報酬額の決定の全部については、取締役会で同委員会に一任することを決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役には、取締役会開催前に事前説明及び資料配布がなされており、非常勤の社外監査役には、当社常勤監査役から事前説明をしております。また、社外取締役・社外監査役へのサポート窓口を設定しており、社外取締役や社外監査役が求める情報を適確に提供しております。なお、社外取締役・社外監査役に対しては、就任前に当社の事業、組織等に関する説明を行っており、就任後においても事業所視察や展示会等、当社事業を理解する機会を提供し、取締役会資料以外にも必要に応じ十分な情報を提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は監査役制度を採用しており、取締役会と監査役、監査役会により、取締役の業務執行の監視・監督及び監査を行っております。

取締役会

取締役会は、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、取締役(社内)の豊富な経験、高い見識、高度な専門性と社外取締役の実践的、客観的かつ専門的な視点を活かすことにより、適切な意思決定・経営監督の実現を図っております。

1. 取締役会の構成

取締役会は、現在、社外取締役3名を含む計9名で構成しており、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。なお、取締役会の議長は代表取締役の京谷 裕氏が務めております。

代表取締役社長(兼)CSO(兼)CHO(健康増進担当) 京谷 裕
取締役(兼)常務執行役員 コーポレート担当役員(総務人事・コンプライアンス)(兼)経営企画本部長 榎本孝一
取締役(兼)常務執行役員 SCM統括 田村幸士
取締役(兼)常務執行役員 商品統括(兼)加食管掌 細田博英
取締役(兼)常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO) 川本洋史
取締役 加藤 亘
取締役(社外)柿崎 環
取締役(社外)手嶋宣之
取締役(社外)吉川雅博
常勤監査役 山川幸樹
常勤監査役(社外)海上英治
監査役(社外)神垣清水
監査役 高橋吉雄

2. 取締役候補者の選任方針

食品流通業界において広範かつ多角的な事業を行う当社における適切な意思決定・経営監督の実現を図るため、社内及び社外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を複数選任しております。

具体的な取締役候補者の選任方針は、取締役(社内)は、業務執行の最高責任者である社長の他、各事業分野を担う執行役員や管理部門を担当する執行役員の中から選任しております。また、社外取締役は、豊富な経験に基づく、客観的かつ専門的な視点を持つ者の中から選任しております。原則として、取締役の総数は12名以内としております。

なお、心身の故障、非行行為、その他取締役として相応しくない行為があり、取締役を解任する場合は、取締役会から、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立役員とする指名・報酬・ガバナンス委員会に諮問し、同委員会からの答申を踏まえて取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしております。

3. 取締役候補者の選任手続

取締役候補者の選任にあたっては、取締役の選任方針に沿って候補者を選定の上、当該候補者が取締役会に必要なスキルを保有しているか、及び人財要件を満たしているかどうかに関し、取締役会から指名・報酬・ガバナンス委員会に諮問し、同委員会からの答申を踏まえて取締役会において審議の上、株主総会に付議することとしております。なお、同委員会は、委員の過半数を独立役員とし、社外取締役を委員長としております。

4. 取締役会が備えるべきスキル等

当社は、取締役会が備えるべきスキルを一覧化した取締役・監査役のスキルマトリックス及び社長・取締役・執行役員の人財要件を策定し、取締役会に必要なスキル及び社長・取締役・執行役員に必要な資質を特定しております。社長・取締役・執行役員の人財要件に関しては、「人間力」「変革のリーダーシップ」「実行力」「マネジメント力」を4つの柱とし、それに加えて健康状態を要件としております。

<スキルマトリックス>

当社は、「食のビジネスを通じて持続可能な社会の実現に貢献する」というパーパスのもと、持続的な成長と企業価値の向上に向けて、コーポレートガバナンス体制強化やサステナビリティを中核に据えた経営に取り組んでおります。当社取締役会は、SDGs・ESGに関する知見の重要性を十分に認識しており、これらの取り組みを実現する上で必要なスキルを有していると考えております。個人ごとのスキルの保有状況は、以下URLをご参照ください。

(注)当社の独立社外取締役は、他社での経営経験を有する者を含んでおります。

<https://www.mitsubishi-shokuhin.com/corporate/decision/approach.html>

5. 取締役会の審議内容

法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する事項並びに経営上の重要事項については、取締役会で決議することとしており、特に投融資案件については、所定の金額基準を定めて取締役会で審議・決定しております。

6. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役柿崎 環氏、手嶋宣之氏、及び吉川雅博氏との間に、会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負うこととしております。

7. 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、親会社である三菱商事株式会社が締結する役員等賠償責任保険(D&O保険)の記名子会社であり、当該保険契約では、当社取締役・監査役を被保険者としており、被保険者とその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、法令違反の認識がある行為等に起因する損害は補填されません。また、保険料は全額当社が負担しております。

監査役会

監査役会は、法令や定款・諸規程等に基づき、取締役の意思決定の過程や職務執行状況の監査を実施しております。監査役(社内)の高度な専門性と豊富な経験に基づく視点、社外監査役の中立的・客観的な視点から監査を行うことにより、経営の健全性を確保しております。現在、社外監査役2名を含む計4名で構成しております。

1. 監査役会の構成

監査役会は、現在、社外監査役2名を含む計4名で構成しております。なお、監査役会の議長は常勤監査役の山川幸樹氏が務めております。

常勤監査役 山川幸樹
常勤監査役(社外) 海上英治
監査役(社外) 神垣清水
監査役 高橋吉雄

2. 監査役候補者の選任方針

監査を通じて会社の健全な経営発展と社会的信頼の向上を実現するため、社内及び社外から、監査に必要な豊富な経験と高度な専門性を有する者を複数選任しております。特に、財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上選任することとしております。

具体的な監査役候補者の選任方針は、監査役(社内)は、全社経営や財務・会計・リスク管理その他の知識・経験を持つ者から選任しております。また、社外監査役は、様々な分野に関する豊富な知識・経験を有する者から選任しております。

なお、心身の故障、非行行為、その他監査役として相応しくない行為があり、監査役を解任する場合は、取締役会から、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立役員とする指名・報酬・ガバナンス委員会に諮問し、同委員会からの答申を踏まえて取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしております。

3. 監査役候補者の選任手続

監査役候補者の選任にあたっては、監査役の選任方針に沿って候補者を選定の上、その妥当性について指名・報酬・ガバナンス委員会の答申を得ております。その上で、監査役会の同意を得た後、取締役会で決議し、株主総会に付議することとしております。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役神垣清水氏との間に、会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負うこととしております。

5. 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、親会社である三菱商事株式会社が締結する役員等賠償責任保険(D&O保険)の記名子会社であり、当該保険契約では、当社取締役・監査役を被保険者としており、被保険者とその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、法令違反の認識がある行為等に起因する損害は補填されません。また、保険料は全額当社が負担しております。

監査役監査、内部監査及び会計監査の状況については、II1.「監査役関係」内、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」をご参照ください。

経営会議

当社は、業務執行を行う役員の機能・責任の明確化のため、執行役員制度を導入しております。

取締役会決議事項を除く業務執行については、意思決定の迅速化の観点から、取締役会が定める業務分担に従い最高経営責任者である社長を含め執行役員に委ねることとしております。その内、特に重要な業務執行は役付執行役員等で構成する経営会議により審議の上、社長が決定しております。

1. 経営会議の構成

経営会議は、現在、社長及びその他の執行役員9名、常勤監査役2名を含む計12名で構成しております。なお、経営会議の議長は社長の京谷 裕氏が務めております。

社長執行役員(兼)CSO(兼)CHO(健康増進担当) 京谷 裕
常務執行役員 コーポレート担当役員(総務人事・コンプライアンス)(兼)経営企画本部長 榎本孝一
常務執行役員 SCM統括 田村幸士
常務執行役員 商品統括(兼)加食管掌 細田博英
常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO) 川本洋史
常務執行役員 西日本営業統括(兼)酒類管掌 橋本和典
常務執行役員 広域営業統括(兼)菓子管掌 片岡博彰
常務執行役員 東日本営業統括 川上 修
常務執行役員 次世代事業統括(兼)CDO 山本将毅
執行役員 CIO(兼)情報システム本部長 田中正史
常勤監査役 山川幸樹
常勤監査役(社外) 海上英治

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の健全性・透明性・効率性を確保するために、監査役制度を基礎として、独立役員を含む社外役員の選任による経営監督機能を強化するとともに、執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図る等、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題と位置づけ、体制の構築に努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|--|--|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 招集通知は法定期限より3営業日前を目安に発送しております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 株主総会は集中日を回避して開催しております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 2015年度定時株主総会から導入しております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み | 議決権電子行使プラットフォームについては、2015年度定時株主総会から参加していません。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 2015年度定時株主総会から狭義の招集通知及び参考書類の英訳版を作成しております。 |
| その他 | 株主総会のビジュアル化を実施しております。 招集通知を当社ホームページに掲載しております。 |

2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|--|---------------|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 2021年度より個人投資家向け説明会を開催しており、2022年度はCFOによる説明会を3回開催する予定であります。 | なし |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 決算説明会を年2回(期末、第2四半期末)開催する等、当社への理解を深めるべく、積極的に活動しております。IR室では国内外の機関投資家に対して個別取材をオンライン等で対応していることに加え、社長・CFOによるスモールミーティングを開催しております。 また、物流センターを中心とした施設見学会については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら必要に応じ開催する予定であります。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 代表者のメッセージ、ニュースリリース、決算短信、事業報告等を掲載し、幅広くかつ平等な情報提供を心がけております。また、2022年3月期決算より決算短信及び決算補足資料の英語版を開示しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | IR室 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|------------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | <p>当社は、三菱グループ共通の理念である「三綱領」を企業理念とした上で、当社があらゆるステークホルダーに対して負う使命として、「食のビジネスを通じて持続可能な社会の実現に貢献する」をパーパス(存在意義)として定めております。当社は、従来の中間流通業に留まらない「次世代食品流通業」として、サステナビリティ重点課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献していくことを目指しております。</p> |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | <p>当社では、当社の業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、持続可能な企業価値の向上を図るため、社会課題の解決・社会的責任を重視したサステナビリティ経営を行うべく、E SG全般の基本方針・施策を討議答申並びに施策のPDCA管理を行うことを目的とした「サステナビリティ委員会」を設置しております。サステナビリティ委員会では、「サステナビリティ重点課題」に係わる「機会」の創出・拡大・追求の観点で評価し、各種施策を検討・実行・改善することによりサステナビリティ経営の推進を図っております。なお、「サステナビリティ重点課題」及び「機会」の定義は、次のとおりであります。</p> <p>【サステナビリティ重点課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境 地域・暮らし 健康 価値創造の基盤 <p>【機会の定義】</p> <p>社会課題の解決・地域への貢献を通じて定量面の業績向上・ビジネス機会の創出のみならず、持続的な成長のために当社に好ましい結果をもたらす出来事</p> <p>また、サステナビリティ委員会の傘下に重点課題を検討する分科会を設置・統括することで、各分科会の活動をモニタリング及びPDCA管理するとともに、各分科会の対応領域におけるビジネス機会にも柔軟に対処することで、内部統制と機会管理体制の充実を図っております。</p> <p>加えて、社会貢献については、国連唯一の食糧支援機関である国連WFPへの寄付(学校給食プログラム、レッドカップキャンペーンへの参加等)、東日本大震災復興を目的とした被災児童の海外ホームステイ支援、及び年間を通して多くの社員が自主的に参加する、昼休みを利用した様々なボランティア活動を行っております。</p> <p>これら取り組み状況について、定期的に経営会議への報告を行うとともに、必要に応じ、取締役会へ報告を行っております。</p> <p>なお、環境保全活動並びに社会貢献活動の活動状況については、ホームページに公開しております。</p> |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | <p>当社では、企業経営の透明性、公平性を高めるため、会社情報や財務情報を積極的かつ適時に情報開示することを基本として、株主及び投資家の皆様に対し、常に必要な情報を適確・迅速に提供するため、広くIR活動を推進し、情報公開に努めております。また、当社及び当社グループにおける重要事項を網羅的に集約し、情報開示の適時性・適正性を確保するため、情報取扱責任者を委員長とし、広報、総務、IR、経理部門等、子会社情報を含め、全ての重要な会社情報が集約される部門長をメンバーとする「適時開示委員会」を設置し、適時開示体制を整備しております。</p> |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において、下記の「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、体制整備を図りました。今後は、本方針に基づき実行するとともに、更なる体制の充実を図っていきます。

「内部統制システムの整備に関する基本方針」

当社は、内部統制システムを整備し運用することが経営上重要な課題であると考え、取締役会において以下の基本方針を決定し、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」）の業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・増大につなげ、社会的信頼の獲得と機能のさらなる拡充、業績の向上に努めるものであります。

本方針は、当社の全役職員（顧問、嘱託、出向者を含む）に適用されます。また、業務委託契約及び派遣契約等に基づき、当社の事業所に常駐し、勤務する者にもそれぞれ準用されます。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、持続可能な企業価値の向上を図るために、社会課題の解決・社会的責任を重視したサステナビリティ経営に係わる施策の検討・確認を行うサステナビリティ委員会、人財戦略と人的資本投資の検討・確認を行う人財開発委員会、及び内部統制やリスク管理に係わる重要事項の検討・確認を行う全社リスクマネジメント委員会を設置する。また、個別のリスク案件に対応するために、投融資委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会、適時開示委員会、BCP委員会等を設置する。

(2) 当社は、企業理念を念頭に事業活動を行うとともに、法令等を遵守し、社会規範に沿った行動をとることを最優先事項とする。また、コンプライアンスの遂行、監督を目的としてコンプライアンスに関する行動指針を制定し、当社グループに周知徹底を図る。

(3) 法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、コンプライアンス行動指針に基づき、当社内及び社外（弁護士）に設置する当社グループ相談窓口の何れかに報告を行う。当社グループは、通報内容を秘守し、通報者及び協力者等に対する不利益な取扱いを行わない。

(4) 監査部は、業務執行部門から独立し、当社グループにおける業務の適正性及び効率性につき監視を行う。

(5) 監査役は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

(6) 当社は、子会社それぞれに監査役を派遣する等の方法により、子会社の内部統制に資する監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報等については、法令・社内規程等に基づき適切に保存・管理し、これら閲覧できる体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社グループは、企業活動に係わるリスクについて把握するとともに、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法を規定した社内規程を制定し、リスクコントロールを図る。

(2) 当社グループは、有事の際の損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会・経営会議等を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。

(2) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織体制、権限、業務分掌を社内規程等において明確にし、効率的な執行体制を整備する。また、子会社にも当社に準拠した体制を構築させる。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社における独立性を尊重しつつ、株主権の適正な行使を旨として、取締役や監査役の派遣等を通じて緊密な連携を図り、子会社における経営上の重要事項を報告させるとともに、内部統制に関する情報の伝達、共有化等が効率的に行える体制を構築する。

6. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループの財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

7. 監査役職務を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

(1) 取締役は、監査役の求めにより、監査役職務を補助する従業員（監査役補助者）として、適切な人材を配置し、設備・施設を設置するとともに予算を策定する。

(2) 取締役は、監査役補助者の適切な職務の遂行のため、人事（評価、異動等）に関しては、監査役の同意を得るものとする。

(3) 監査役補助者は、他部門の職務を兼務せず、監査役の指揮命令に従うものとする。

8. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役会に報告する。

(2) 監査役が、取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また、当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告する。上記重要事項には、コンプライアンス及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含む。

(3) 当社のコンプライアンス担当部局は、当社グループのコンプライアンス相談窓口で報告された事項を、都度監査役に対して報告する。当社グループは、コンプライアンス行動指針に基づき、通報内容を秘守し、通報者及び協力者等に対する不利益な取扱いを行わない。

(4) 監査役への報告が、誠実に洩れなく行われるため、書簡、メール、面談等により報告が十分になされる体制を整備する。

9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役と会計監査人は、監査役と定期的な面談を行う。

(2) 取締役は、監査役職務の適切な遂行のため、監査役と子会社の関係者（取締役、業務執行者、監査役、内部監査部門等）との意思疎通、情報の収集・交換が行える体制を整備する。

(3) 取締役は、監査役職務の遂行に当たり、監査役が、必要に応じ弁護士等外部専門家との連携を図れるようにする等、監査環境の整備に努める。

(4)当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 >

当社は、「コンプライアンス行動指針」に「反社会的な活動や勢力に対しては毅然たる態度で臨み、利益供与は一切行わない。」ことを遵守事項として定めております。

< 反社会的勢力排除に向けた整備状況 >

1. 役職員の行動指針としての、上記行動指針に反社会的勢力排除に向けた指針を定めており、また、利益供与規制運用基準、不当要求対応マニュアル等を整備し、研修・教育の実施により、反社会的勢力排除への対応についての徹底を図っております。
2. 上記行動指針が記載されたカードを全役職員に配布し、周知徹底を図っております。
3. 本社コーポレートガバナンスグループを反社会的勢力対応の統括部署とし、情報の一元管理を行っており、警察及び弁護士等の外部機関との連携体制を構築し、反社会的勢力に関する情報を共有化しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

< 適時開示体制の概要 >

当社は「適時開示委員会」を設置し、重要な会社情報について「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い、公正かつ適時適切に開示する体制をとっております。

適時開示委員会は、社長が任命する情報取扱責任者を委員長とし、メンバーは広報、総務、IR、経理部門等、子会社情報を含め、全ての重要な会社情報が集約される部門長にて構成しております。同委員会では集約された会社情報について協議・検討を行い、適時開示の要否、開示内容、時期及び方法を決定しております。また、重要な会社情報については「インサイダー取引規制規程」に基づき、情報管理の徹底を図っております。

重要な会社情報における決定事実・決算情報については、適時開示委員会における協議・検討を経て、取締役会の決議後、速やかに情報開示を行っております。なお、第1及び第3四半期決算情報については、適時開示委員会における協議・検討を経て、経営会議にて決議し、速やかに情報開示を行うこととしております。発生事実については、状況に応じ、情報取扱責任者の判断で適時開示委員会の決定をもって速やかに開示、その後、取締役会へ報告することとしております。情報開示の方法は、TDnetへの登録を行い、東京証券取引所内・兜クラブ及び東京商工会議所内・記者クラブへの資料投函を行うとともに、当社ホームページへの掲載を行っております。

【 当社グループのコーポレートガバナンス体制 】

